

# 金井町内会ホームページ運用規定

2023年6月10日  
理事会にて制定

## 1. 目的

この規定は、金井町内会ホームページ（以下 HP）を継続して運用するために、必要な事項を定める。

## 2. 対象

URLが <https://kanaichounaikai.main.jp/> のHPとする。

## 3. 運用者

金井町内会理事会広報委員会とする。

## 4. 役割

- ① 町内会の広報活動に役立て、町内会会員間の理解や親睦を深めるようする。
- ② HP訪問者に、金井町内会の活動について知っていただくようする。

## 5. 禁止事項

- ① 政治や宗教的主張、営利目的、誹謗中傷など、当HPの目的に反する、または公序良俗に反する記事掲載を禁止する。
- ② 個人が特定できる情報を個人の許可無しに掲載することを禁止する。

## 6. 運用管理（対象については、別紙:HP管理の内容と関連情報 を参照）

- ① HPの管理責任者は理事長とし、HPに記載された全ての情報について責任を負う。
- ② 運用管理は広報委員会が行い、その責任者は広報委員会の委員長とする。
- ③ 日常的な運用管理については、運用管理マニュアルをもとに広報委員会が実施する。
- ④ 各委員会が決定したHPへの記事内容の追加、削除については、理事長の承認を得て、広報委員会へその作業を依頼し、広報委員は適切な処置を行うものとする。
- ⑤ 広報委員会で対応できないものについては、役員会・理事会の承認を得たうえで、外部に委託する。

## 7. システム管理（対象については、別紙:HP管理の内容と関連情報 を参照）

- ① メニューやページの作成、削除、修正の企画・立案は、広報委員会が行う。
- ② システム管理の知識、技術を持つ町内会会員へ依頼する場合は、本人の意思を尊重し合意を得た上で委託する。外部委託の場合は、役員会と理事会で費用の承認を得たうえで委託する。

## 8. 諸経費等

- ① HP運用に関わる費用は広報委員の予算で支払う。

- ② 作業を依頼した町内会会員には、必要に応じて作業費を支払う。
- ③ 外部委託先への支払いについては金額の妥当性をしっかり判断し支払う。

## 9. 個人情報

- ① 個人が特定できる情報は公開しない。ただし、管理責任者が必要と判断する場合には、本人及び保護者の許諾を得たうえで、必要最小限の個人情報を掲載するものとし、掲載した個人情報はその目的が達成されたと判断できる時点で掲載を終了するものとする。
- ② 児童の肖像は、原則として掲載しない。学校行事、学年学級の活動等で児童の写る画像を掲載する時は、解像度を落とし、鮮明な画像にしない。ただし不特定多数が写る教育活動等の画像については、この限りではない。

## 10. 規定の変更

運用規定に変更、改定等の必要が生じた場合には、役員会と理事会において討議の上、変更することが出来る。

以上